

ミクロデータ公開の国際的な動向と展望

濱砂, 敬郎
九州大学経済学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/4362577>

出版情報 : 経済學研究. 66 (3), pp.227-243, 1999-12-31. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

マイクロデータ公開の国際的な動向と展望

濱 砂 敬 郎

はじめに

統計審議会答申『統計行政の新中・長期構想』（1995年：下記註記1）参照）の問題提起を基点として、総合的な研究プロジェクト『統計情報活用のニューフロンティアの拡大—マイクロデータによる社会構造解析—』（文部省科学研究費：平成8～10年度特定領域研究(A)：領域代表者 松田芳郎教授（一橋大学経済研究所・現東京国際大学教授））では、社会科学と自然科学の広範な研究者を組織することによって、政府統計のマイクロデータについて、その統計理論と計算機技法を開発し、公開の社会的制度的

条件を明らかにし、さらには利用の方法的解析的な展開をはかる調査研究が進められてきた（それぞれ研究項目 A01マイクロデータの統計・計算技法の理論、A02マイクロデータ利用の社会制度上の問題、A03社会経済マイクロデータの分析実験にかんする計画・公募研究）。なかでも、『統計行政の新中・長期構想』が研究項目 A02の研究チームに提起している研究課題は、(1)マイクロデータの公開の技術的・法的な形態、(2)統計調査間の個票データの結合様式、(3)行政記録による統計作成の組織化・制度化、(4)調査個票の公表・利用形態、および(5)(1)～(5)にたいする被調査者の権利保護にかんする法的・技術的措置を明らかにすることであって、マイクロデータ

註記 1)

統計行政の新中長期構想の目次とマイクロデータ問題との関連性（◎印）を示しておくこと、つぎのとおりである。

(1)『統計行政の中・長期構想について』（1985）

第1章 主要統計の実施時期

第2章 新しい社会・経済の動向に対応した統計体系の整備（◎サービス統計の作成における行政記録の活用）

第3章 統計調査の正確性の確保と合理化（◎①統計調査間のデータ・リンケージ手法の開発、②既存の統計調査の調査個票の活用③分散型統計機構の非効率性にたいするデータ・リンケージによる対応、④①～③のための完全照合マッチングと統計的マッチングおよび共通識別コードの設定）

第4章 統計データの利用の促進（◎統計データの解析の充実と多角的利用の推進）

第5章 統計調査のための基盤整備（◎データリンケージ等に対応した調査個票の目的外利用の申請手続きと承認基準の見直し）

(2)『統計行政の新中・長期構想』（1995）

第1章 社会・経済の変化に対応した統計調査の見直し（◎①統計の体系化のための統計データ・リンケージ、②企業関係統計におけるビジネスフレームの編成とリンケージ項目の統一化、③世帯・家計関係統計の整備のためのデータ・リンケージ）

第2章 主要統計調査の実施時期

第3章 報告者負担の軽減と地方統計機構（◎①報告者負担の軽減のためのデータリンケージ、②行政記録からの統計作成、a)業務統計、b)行政記録と追加情報による統計の作成、c)行政記録による母集団名簿の作成・更新（ビジネスフレーム：事業所コードの統一））

第4章 調査結果の利用の拡大（◎社会的ニーズに対応した提供形態の多様化：①調査個票データの提供、②匿名化調査個票（標本データ）の提供）

第5章 統計調査の効率的実施と正確性の確保（◎①統計調査の効率化をはかる統計調査間のデータリンケージ、②統計調査の効率化及び正確性を確保するための企業・事業所フレームのデータベース化）

第6章 国際協力の推進

の公開が統計調査の秘密保護にかかわるだけに、被調査者の秘密を保持するための法律的技术的条件だけでなく、マイクロデータの利用目的と分析方法の社会性・公共性を検証することが、プロジェクト全体の調査研究を理論的実践的に方向づけるための不可欠の思考作業であった。とはいえ、わが国では、マイクロデータの提供と分析が例外的にしか行われてこなかったために、理論的研究の蓄積や実践的な経験の集積は乏しく、文字通り欧米諸国の先進的な経験を集約することによって、(1)マイクロデータの開示の実情、(2)統計調査間のデータリンケージの動向、および(3)データリンケージの典型的形態である行政・統計レジスターの展開について、それぞれの技術的組織的側面と制度的社会的側面を考察することが、研究項目 A02にかんする研究チームの基本的な課題となった。そのための調査研究は、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、イギリス、フランスお

よびドイツにおける実地調査と文献・資料調査によって展開され、各個の研究成果は、A02計画・公募研究の研究報告書『マイクロ統計データの現状と展望』(1999年2月、384頁)に収録されている(下記註記2)に目次)。本稿では、欧米諸国における先進的な動向を総括することによって、マイクロデータが公開される方法的技術的な方向性とそれが政府統計に提起している社会的制度的な課題を考察する。

(1) 欧米諸国におけるマイクロデータ公開の現状(その1:北アメリカ)

はじめに、調査研究の対象である欧米諸国におけるマイクロデータの公開の現状から見て行こう。

アメリカでは、1960年代からマイクロデータが公開されてきており、分散型の統計機構を反映して、いろいろな政府統計が様々な形態でミク

註記 2)

A02計画・公募研究報告書『マイクロ統計データの現状と展望』(1999年2月、384頁):目次

はしがき

第1部 各国におけるマイクロデータ提供の現状

①アメリカ、カナダにおけるマイクロデータの現状について 石田 晃

②イギリスにおけるセンサスマイクロデータの提供—マンチェスター大学による提供を事例として— 森 博美

③オーストラリア、ニュージーランドにおける統計マイクロデータ提供の現状 石田 晃

第2部 ミクロデータ提供に関する法的・技術的問題

④ドイツ連邦統計法におけるマイクロデータ規定と匿名化措置 濱砂敬郎

⑤マイクロデータの公有化と利用の技術的課題 渋谷政昭

⑥ Microdata と Informed Consent について 工藤弘安

⑦1983年欧州議会「科学研究および統計に使用される個人情報保護に関する勧告 R(83)10」 太田育子

第3部 社会経済分析とマイクロデータ

⑧社会経済システムと労働市場の変容をとらえるためのマイクロ統計データの方向性—技術開発と人的

資源に関するマイクロ情報の日仏比較を中心に—

今村 肇

⑨アメリカ合衆国におけるジェンダー統計とマイクロデータ分析 伊藤陽一

⑩官庁業務資料の開示—都道府県林務部局業務資料「森林簿」の場合— 松下幸司

⑪中小企業統計における業種分類について—中同協特別調査を基礎に— 坂田幸繁

⑫【資料】労働者と企業に関する統合ソースを作成するための行政データの利用

ジャン・ルイ・フォル(西村善博訳)

第4部 各国統計制度の最近の動向

⑬アメリカにおける統計改革 平井文三

⑭アメリカ合衆国連邦統計における1990年代後半の改革 伊藤陽一

⑮戦後イギリス統計機構の展開 森 博美

第5部 ミクロデータ提供に向けての課題

⑯Now and Future Prospects in Japan-with particular reference to the uses of Statistical microdata Akira Ishida

⑰統計目的外使用制度とその運用 石田 晃

⑱日本でのマイクロデータ公開の展望 永山貞則

(①~⑱は、筆者が、本稿での引用のために付している。引用は、例えば①石田と略記する)

ロデータとして提供されている（以下①石田参照）。

分散型の統計機構のなかでも、商務省センサス局は、最も大きな統計作成機関であって、(1)人口・住宅センサス、(2)経常人口調査(Current Population Survey)、(3)所得と社会保障プログラム参加調査(Survey of Income and Program Participation)、および(4)年次製造業調査と5年周期の製造業経済センサスからマイクロデータを作成している。

人口・住宅センサスについては、1963年に1960年センサスから抽出率0.1%のマイクロデータが公表され、その有用性（家庭、教育、所得、職業等の情報）とデータ秘匿の安全性が広く認識されたことから、1970年センサスでは、住民人口25万人以上の地域情報を含む抽出率1%のマイクロデータセットが6種類、それぞれ独立に利用目的に応じて作成され、一般汎用ファイル(Public Use Microdata Set)として市販されている。1980年センサスでは、地域表章の基準となる最低人口が25万人から10万人に低められた。

人口・住宅センサスの調査票は、調査世帯の5/6については簡易票(Short Form)が、その1/6については詳細票(Long Form)がもちいられている。一般汎用ファイルとしては、詳細票から1/15の比率で再抽出される1%データセット(1/6×1/15=1/90→1%)の家族ファイル、世帯ファイルおよび個人ファイル（この三つのファイルは家族構成に応じて接合できる階層ファイル）が、また地域区分がCountyまで下りた5%ファイルと65歳以上の高齢者が居住する世帯ファイル(Special Elderly File)が提供されている。

つぎに、経常人口調査は、1937年の失業登録

のための標本調査を起点として1940年に開始された労働力調査である。それは、標本規模が6万世帯（そのうち5万世帯が一般文民）の月次調査で、労働省労働統計局(BLS)が分析と公表を担当している。調査世帯は8つのローテーショングループに分けられ、一つのグループの調査期間は16ヶ月である（最初と最後の4ヶ月に実査を受ける）。経常人口調査のマイクロデータも1960年代より公開が開始され、77年からは州別区分がなされるようになり、現在は、再抽出率100%で作成され、センサス局内部用ファイル、研究用ファイルおよび一般汎用ファイルが、それぞれ月次ファイルと年次ファイル(3月期の人口把握のための補足調査)で提供されている。

所得と社会保障プログラム参加調査は、1983年に開始された社会福祉プログラム受給状況調査であって、受給資格者の受給期間と非受給期間（社会保障対象=貧困からの脱出期間）を追跡することによって、社会保障政策の効果を精査するパネル調査である。それは、最初からパネル分析を目的として設計された最近の注目すべき統計調査である。

1990年にパネルが設定された90年調査は、調査対象の2万世帯が4つのグループに分けられ、同一グループの世帯が毎年同じ時期の3ヶ月間実査を受ける3カ年間調査であったが、96年にパネルが設定された調査では、3万7千の標本世帯が4つのローテーショングループに分けられ、各グループの標本世帯が4年間に、4ヶ月ごとに12回の実査を受けるように拡充されている（「はじめに」の註記2）⑨伊藤より）。調査内容は、わが国の労働力調査、毎月勤労統計調査、就業構造基本調査、貯蓄動向調査や賃金労働時間調査を合わせた総合的な社会調査で

あって、①労働力と受領者、a) 労働力状態、b) 労働時間、c) 社会保障給付の受給状況、d) 資産保有状況、e) 教育補助、②賃金と雇用、③所得・受給額：パートA～F、④政策（住宅等の援助）の基本質問群（毎回調査）と、時々の政策的課題や緊急問題にかんする問題別質問群（変動質問群と固定質問群）から構成されている。調査項目が約40項目におよぶこともあってか、マイクロデータも、内容が詳細で一次データを含む内部利用ファイルやデータ保護の同意書を必要とする特別研究ファイルと、匿名化措置を施しただけで販売される一般汎用ファイルに分けて提供されている。

これまで紹介してきた3つのマイクロデータは、世帯・個人にかんする統計調査から作成されているが、年次製造業調査と製造業経済センサス（5年周期）のマイクロデータは、前調査の調査対象である5万5千の事業所の年次データを後者のセンサスデータと接合したロンディチューディナルデータ（Longitudinal Research Database (LRD)）であって、事業所の名称、所在地と企業名を除いて作成されているが、企業については再識別が容易であり、匿名化措置が原データの情報力を損なわないようにするために、宣誓職員制度による利用に限定されている。

つぎに、マイクロデータを作成しているほかの省庁に目を転じると、つぎのようである。

●社会保障庁 (Social Security Administration)

- (1)一般汎用ファイル：①縦断面退職歴調査 (Longitudinal Retirement Survey)、②身障者調査 (Various Survey of Disabled Persons)、③低所得高齢・身障者調査 (Survey of Low-Income Aged and Disabled)等、(2)「使用目的が明確で書面による合意書」の交換による提供：①縦断面雇用者・雇用主調査 (Longitudinal Employee-Employer Data, LEED)

tudinal Employee-Employer Data, LEED)

●国立健康統計センター (National Center for Health Statistics, NCHS)

- (1)一般汎用ファイル：①国民健康調査 (National Health Interview Survey)、②健康・栄養検査調査 (Health and Nutrition Examination Survey)、③全国移動診療調査 (National Ambulatory Medical Care Survey)、④退院調査 (Hospital Discharge Survey)、⑤出産ファイル (出生登録記録 [行政レジスター] から50%抽出データセット・両親の年齢、人種、学歴、母の住所 (州・カウンティ)、出産日、母の出産前歴等の情報)

●国立教育統計センター (National Center for Education Statistics, NCES)

- (1)一般汎用ファイル：①高校学級縦断面調査研究 (National Longitudinal Study of High School Class: 二つの基準年 (1972年と80年) に高校に在籍した生徒 (72年は22532人) の追跡調査：学校成績と社会環境、その後の follow up 調査)

●法務省 (Department of Justice)

- (1)一般汎用ファイル①国民犯罪調査 (National Crime Survey : 1972年開始：犯罪犠牲の頻度調査) (R. Alba 他 Secondary Analysis of Official Microdata in Trends and Perspectives in Empirical Social Research 1994)

これが、アメリカにおける政府統計の主要なマイクロデータであって、基本的には一般汎用ファイル (Public Use File) の形態で公開されているが、同一の政府統計からのマイクロデータでも、利用主体や利用目的によって内部ファイル、研究用ファイルや汎用ファイルと異なる様式で作成されている。したがって、提供されるマイクロデータの情報力を損なわないために、データ

の性格と利用の主体、目的、方法、機関および期間を考慮することによって、データによっては個別契約方式や宣誓職員制度によって提供されている。また、調査統計からだけでなく、社会保険登録や出生登録のような行政レジスターからマイクロデータが作成されていることも今日的な統計事象である。そこでは、個人を直接に識別できる標識（氏名、住所 etc）の削除とならんで、標本抽出法が匿名化の基本的な方法としてもちいられており、センサス統計、大規模標本統計や行政レジスターでは低い再抽出率によって、原データの抽出率が低い小規模の標本統計ではほとんど100%の再抽出率でマイクロデータセットが作成されていることに注目すべきであろう。さらに分散型の統計機構であって、統一的な統計基本法が存在しないことから、調査個票の効率的な利用＝データシェアリングのために、つぎのように、いろいろな措置がとられている。

- アメリカ統計協会(管理)・全国科学財団(資金提供)による研究助成：1978年より政府統計機関と研究者の交流のために、センサス局、労働統計局、国立教育統計センター等における宣誓職員制度。
- 国立農業統計サービス／農業省経済分析サービス：農家経費・収入年次調査(経営規模格差等から匿名化に限界があるために、応募申請制→審査・承認手続きを経て、データ保護の合意書によって、農業分析サービスセンター内(ワシントンDC)で利用。
- センサス局、国立農業統計サービスや国内歳入サービス等の出先機関における特別宣誓職員の受け入れ。
- 労働統計局のセンサス局宣誓職員による経常人口調査の内部用マイクロデータファイルの利

用(1990年2月の両局の合意書)。

- 社会保険庁とセンサス局間のデータシェアリング(1967年「統計情報とサービスの交換」に関する同意書) ①社会保険庁でのセンサス局実施調査における社会保障番号の確認、社会保障受給額の照合、リンクデータの分析(最近の例；所得と社会保障プログラム参加調査のデータに社会保障庁調べの所得と社会保障受給額データへのリンクファイル) ②社会保険庁職員のセンサス局の特別宣誓職員制度によるデータアクセス
- 統計調査で使用するビジネスリストへのアクセス ①内国歳入庁、社会保険庁や小企業局等で、ビジネスリストが別個に保有されているが、そのシェアリングが法制度上困難であって、1970年代はじめのセンサス局標準統計用事業所リスト(SSEL)を他の統計機関が使用することはできなかった。1992年経済センサスにおいて、センサス局職員が労働統計局の宣誓職員として両局のビジネスリストの分類コードをチェックすることができた。

このように、アメリカにおいては、政府統計からマイクロデータが多様な形態で作成され、提供されている。そのような統計事象が生成する社会的なデータ環境(Data Culture)が早くから実証的な社会研究におけるマイクロ分析の展開によって支えられて形成されてきており、マイクロデータ利用者団体である Association of Public Data Users (1976)や Inter-university Consortium for Political and Social Research-ICPSR)はその組織形態であって、連邦政府も、州データセンターによってマイクロデータのサービスに努めている。

つぎに、カナダでも、アメリカよりは遅れるが、1970年代から71年人口センサスのマクロ

データの提供が開始され、利用者がデータ保護にかんする合意書を提出することを条件として、一般汎用ファイル化が、つぎの5つの政府統計といくつかの行政記録について実現している。

①人口住宅センサスデータ：1%抽出ファイルと2%抽出ファイル：世帯ファイル，家族ファイル，個人ファイルが独立して接合できないフラットファイル（アメリカの階層ファイルとは異なる），②労働力調査：提供されるマイクロデータ標本数=102,000，変数61，③所得調査：提供されるマイクロデータの標本数=39,489，変数120，④一般社会調査：コンピュータ支援電話調査：研究に多用されており，年々のテーマは1985年 健康，1986年 時間消費（Time Use），1988年 個人の危険，1989年 教育と仕事，1990年 家族と友人，1991年 健康，1992年 時間消費，1993年 個人の危険，1994年 教育，仕事，退職，1995年 家族と社会生活の広範な領域を精査。⑤労働&所得動態調査：労働力調査の付帯調査，マイクロデータの標本数41800，同一標本について，パネル調査が2ヶ年間継続される。⑥行政レジスターからのマイクロデータについては省略。

マイクロデータの公開は，アメリカと同じような方向において進展してきていると概括することができ，カナダ統計局「マイクロデータ提供委員会」（Micro-Data Release Committee：1973年7月設置）を規制する「マイクロデータ提供に関する方針 Part 1」（Policy Guidelines on Release of Microdata）によると，マイクロデータは3種類に分けられ，「第一グループは抽出率が3%未満，第二は抽出率3%以上，第三は行政記録が出所のものとして，第一から段々とより厳しい条件を付すことにしている。例えば第一

グループには特定の観察値又は変数を削除したり修正するよう7つの条件を付しており，第二にはこれらの条件に加えて，更にファイルでは少なくとも2以上の同一のレコードがなければならないとし，第三では抽出された標本であること，データを提供した機関の了解が得られていること，他に同様なフレームが無いこと，他のデータとのリンケージが可能か否かチェックすることが条件として追加されている。この1973年に作られた方針は大筋において今日でも踏襲されている」といわれている（以上①石田論文21頁～）。

(2) 欧米諸国におけるマイクロデータ公開の現状（その2：欧州その他）

アメリカとならんで，マイクロデータ公開の先進国であるイギリスにおけるマイクロデータの公開状況に目を転じよう。

1997年9月のマイクロデータ国際シンポジウムに来日された A. デール (Angela Dale) 教授の講演テキスト “Secondary Analysis in Social Research” によると，マイクロデータが提供されている代表的な統計調査は，つぎのとおりである（センサスマイクロデータについては，②森により補足）。

- 一般世帯調査 (General Household Survey, GHS)，教育，雇用，失業，家族・世帯構成，出産力，婚歴，住宅，所得等にかんする総合的な社会調査で，年々特定のテーマ（飲酒と喫煙，ボランティア活動等）にかんする追加的調査あり，標本世帯数=1万2千世帯：2万4千人，回答率は80%以上，1957年からマイクロデータ提供
- 労働力調査 (Labour Force Survey, LFS) 雇

用と職業教育にかんする調査：標本世帯数＝6万世帯，毎季に1万2千世帯が新標本，各標本5回面接（最後は第1回調査の1年後：パネル調査的性格）

●家族支出調査 (Family Expenditure Survey)：世帯の全成人の所得・支出類型にかんする詳細な調査，年次支出構成の推定（7千世帯）回答率約70%

●家族資産調査 (Family Resource Survey)：社会保健省 (DSS) が実施：年金保険給付や児童手当等にかんする政策変化に伴う負担と給付支出の予測：年次調査：2万5千世帯

●91年人口センサス：93年から，マンチェスター大学センサス・調査研究センターよりマイクロデータ (匿名化記録標本：Samples of Anonymised Records) の提供開始

①2%抽出匿名化記録標本 (地理小地域) = 110万人，センサスの個人にかんするすべての項目，278地域区分

②1%抽出匿名化世帯標本 (人口 / 社会世帯家族構成) = 21万6千世帯 (約50万人分)，世帯にかんするすべての調査項目 + センサスマイクロデータ部が家族分析のために作成した導出変数

イギリスでは，実証的な社会調査研究の歴史的な伝統を背景として，一般汎用ファイルや申請書の提出を条件とする個別契約方式で，家族世帯構成や雇用にかんする標本統計のマイクロデータが，再抽出率100%で提供されている。そして，人口センサスのマイクロデータについては，アメリカより非常に遅れるが，匿名化と分析のために特別な研究センターを設置することによって，公開が本格的に開始され，2001年人口センサスでは，抽出率を高めたマイクロデータの作成が計画されている (A. Dale The Decen-

nal Census of Population ; Do we still need one ?, in Manchester Statistical society, 21st. November 1995)。

ところで，ドイツでは，イギリスと同様に早くからマイクロ分析が拡まり，政府統計のマイクロデータが提供されているが，統計事情とそれを支える社会的な条件が異なるために，公表様式も異なっている。

ドイツ連邦統計局は，1960年代から1970年代にかけてはマイクロセンサス (Mikrozensus) や所得消費調査 (Einkommen und Verbrauch Statistik) のマイクロデータを調査個票の統計目的外利用制度によって提供してきた。しかし，1980年代にプライバシー保護運動の高まりにたいして，法制度的な整備を行い，「事実上の匿名性」の概念にそう匿名化の技術的措置を開発することによって，近年，科学目的用汎用ファイル (Scientific Use File) を実現している (④濱砂)。

(1) 連邦統計局

●マイクロセンサス (1960年代から統計目的外利用によってマイクロデータを提供，1997年に科学目的汎用ファイル化，研究者に130DM (約8千～9千円) の廉価で提供開始) ①標本抽出率が1% (約72万人) の大規模標本センサス，人口，家族構成，住宅，教育，就業・労働条件，社会給付・保険，収入・生計，喫煙にかんする120を越える調査項目，②マイクロデータは，再抽出率70～80%，約51万人分，世帯構造が詳しい基本ファイルと地域表章を細分した地域ファイルに分けて提供，③研究者にだけ利用目的やデータ保護にかんする契約書を結んで提供

●所得・消費調査①0.3%抽出の世帯調査：わが国の家計調査，全国消費実態調査，社会生

活基本調査を合わせた総合的な社会調査、5年周期のパネル調査の性格、②マイクロデータは、マイクロセンサス同様科学目的汎用ファイルとして再抽出率70~80%で、1998年から利用者と協定書を結んで提供。

(2) 連邦労働局

●雇用統計(Beschäftigten Statistik)①社会保険庁における社会保険・年金業務のための行政レジスターから作成、就業人口の約80%が登録、勤務先、所得、学歴、従業上の地位等の情報を記載、②マイクロデータは、抽出率1%で約46万人の標本、1979年から個別的提供、1996年から科学目的汎用ファイルとしてとして協定書を結んで提供

ドイツの3つのマイクロデータは連邦統計局の集中機制的性格や社会保険庁の連邦一元的な性格を反映して、いずれも大規模で調査(登録)項目が多いデータセットであることから、匿名化措置に必要な経費が大きいことが汎用ファイルを実現する障害となっていた。しかし、マンハイム社会調査方法センター等のデータアーカイブや社会科学関連学会が全国的な要請運動を展開し、連邦教育研究・科学技術省が財政的な援助を与えたことによって、科学目的汎用ファイルが実現している。

これまでの先進主要国におけるマイクロデータの公開状況を紹介してきたが、私たちの調査研究は、さらにオーストラリアやニュージーランドについても行われ、このような国でも、先進国の動向にならってマイクロデータが公開されていることが確認されている(③石田)。

それによると、1980年代後半にマイクロデータを公開するための法制度的な条件が整えられたオーストラリアでは、1981年人口センサスのミ

クロデータが1985年に提供され、1995~96年度には、つぎのような政府統計からマイクロデータが公開されており、データセットの使用量は、統計局の一つの収入源となっている。

- ①オーストラリア健康調査
(Australian Health Survey) 1977-78, 1983
- ②オーストラリア住宅調査
(Australian Housing Survey) 1994
- ③児童養育調査(Child Care Survey) 1993
- ④家計調査(Household Expenditure Survey)
1983, 1988-89, 1993-94
- ⑤労働力移動調査(Labour Mobility Survey)
1984, 1991, 1994
- ⑥先住民民族調査(National Aboriginal and Torres
Strait Islander Survey) 1994
- ⑦国民健康調査(National Health Survey)
1989-90
- ⑧犯罪及び安全調査(クイーンズランド州補完
調査)(State Supplementary Surveys-Crime
and Safety-Queensland) 1995
- ⑨人口モニター調査(Population Survey Moni-
tor) 1995年8月, 1995年11月, 1996年2月
また、ニュージーランドでも、法制度的な条件は整えられていないものの、人口世帯調査、製造業調査や課税等の行政レジスターのマイクロデータが政府機関内外の関係者と研究者に提供され、使用料は統計局の歳入となっている。

(3) マイクロデータ公開にかんする社会的制度的な概括

欧米諸国におけるマイクロデータの公開状況を国別に具体的に考察してきたが、それはマイクロデータの公開が広い範囲において、しかも多様な譲渡形態をとって展開しているからである。

マイクロデータは、もはやわが国におけるように政府統計の例外的な存在形態ではなく、社会的に定着している政府統計の現代的形態であって、多様な展開状況のなかから、いくつかの重要な特徴を析出することができる。

第1に、公開されているマイクロデータは、ほとんどが世帯・個人情報である。企業にかんする統計調査からも、アメリカの製造業センサスや農家経営調査のように、マイクロデータの利用が行われているが、それは宣誓職員制度によって、一定の期間を設けての一時的な「内部的な利用」である。企業・事業所統計では、企業の不均等発展が著しく、寡占的な企業体制が支配的であるために、企業・事業所にかんするマイクロデータの匿名化が容易でないからである。それにしても、企業統計のマイクロデータの利用にたいする要求が小さくないことを考慮すると、それが提供されていない統計事情は別個に考察されなければならないであろう。

他方、世帯・個人関連統計については、データシェアリングシステムによって豊富なマイクロデータが利用できる社会調査を補う形態ではあれ、実証的な社会経済分析に対応する十分なマイクロデータが提供されていることは、経常的な統計調査だけでなく、標本センサスや人口センサスのマイクロデータが多様な形態で公開されていることから明らかであろう。さらに先進主要国において、行政レジスターからマイクロデータが作成されていることは、統計作成の様式が調査形態からレジスター形態に移行する傾向が見受けられる今日、その統計概念的な観点からも、組織的制度的な観点も注目すべきことであろう。

つぎに、提供されているマイクロデータでは、標本抽出法が基本的な匿名化の方法としてもち

いられており、識者によって、マイクロデータが匿名化標本データと言われる所以である（「はしがき」註記2）⑩永山）。

非常に規模が小さい標本調査については、原調査における低率の標本抽出が、同時に匿名化機能を発揮するために、マイクロデータは再抽出率100%で提供されている。したがって、標本統計では、直接的な識別因子（氏名・住所・誕生年等）の削除や区分コード化、および特異値の処理等のような比較的簡単な匿名化措置によって、原データがそっくりそのまま提供されているといっても過言ではない状況になっており、そのことが一般汎用ファイル化を早く実現させた技術的な要因になっている。

他方、標本センサスや人口センサスでは、標本センサスでは70%から80%の再抽出率で、全数センサスでは1～5%の抽出率でマイクロデータが作成されて、大量のデータセットが提供されている。したがって、小規模の標本調査では問題にならない地域表章にたいする社会的要求の強さと再識別の容易さの矛盾を解消するために、マイクロデータセットも、基本的には世帯・家族構造にかんする詳細な情報を提供する基本ファイルと地域表章が細分された地域ファイルに区分されている。さらに、行政レジスターでは、登録の対象者が行政法規や政策プログラムによって規定されることによって「対象集団」への参入情報が与えられるために、ここでも、標本抽出法が匿名化の重要な方法として位置づけられ、規模が大きい行政登録データでは1%から数%の、アメリカの出生登録レジスターでは50%の標本抽出によって、大量のマイクロデータが提供されている。

このように見てくると、マイクロデータの公開が、どのような歴史的な背景と社会的要求に

よって形成されてきたかについては問わないとしても、それが今日では、先進主要国における一般的な統計事象として政府統計のなかに定着していることを確認しなければならないであろう。そして、標本調査法が政府統計の現代的な調査様式として定着していることが、調査形態からいっても標本抽出の技術からいっても、マイクロデータの作成を促進していると評価することができよう。もちろん、それは、小標本理論にもとづく統計調査法の観点からではなく、標本抽出法がデータ保護という新しい観点から匿名化の方法として新しい技術的な意義を獲得していることによっている。

したがって、政府統計機関も、マイクロデータの公開を、政府統計の第2義的なサービスとか統計調査の単なる副産物として位置づけることはできなくなってくる。それどころか、マイクロデータの社会的な定着は、統計調査の基本的なあり方についても、新しい課題を提起する。もともと社会研究者の要請によって、マイクロデータの公開は開始されたが、今日では、一般汎用ファイル(Public Use Files)に見られるように、それがきわめて一般化し、一方では、その作成経費にかんする問題が、他方ではその法制的制度的な存在形態にかんする問題が表面化する。

経費問題について、アメリカやカナダでは、基本的な考えた方が、コスト回収原理から標準生産物化原理に進展し、オーストラリアやニュージーランドでは統計調査の一つの収入源となっている。ドイツ連邦統計局では、マイクロデータが公開されるセンサスや統計調査が大規模で調査項目が多いことから、匿名化措置に大きな労力と経費を要するために、その負担を連邦科学技術省が出資することによって、汎用ファイル化(科学研究目的, SUF)を実現して

いる。イギリスでは、マイクロデータが統計調査の有効な「生産物」と認められ、研究目的用と一般市販用の価格差を大きくすることによって、「商品化」が進められている。

ところで、アメリカやイギリスの標本調査では、マイクロデータが100%の再抽出率で公開されており、統計目的とマイクロデータの提供との関連性が問われている。調査結果である政府統計が公共財であるという考え方にとどまらず、国民のファンドにもとづく統計調査そのものの公共性を強調する基本理念が基底になっているように考えられる。そして、政府統計におけるマイクロデータの広範な普及が、統計調査の目的規定=統計目的概念の再措定を統計研究に迫っている。調査個票の標識値を集計する数量的な集団情報が統計の表章形式と考えられ、それが統計情報の公表形態と考えられてきたから、統計調査によってはすべての調査標本がマイクロデータとして公開されることは、調査結果=統計表が国民の共有財として公表されることとは異なる新しい社会的な意義を、統計調査が獲得しつつあることを物語っている。要するに、調査結果だけでなく、調査個票の単位情報、ひいては統計調査そのものが公共性を明示的に体现化しつつある位相において、マイクロデータの政府統計論的な意義が捉えられなければならないであろう。

つぎにマイクロデータが現代的な統計事象として社会的な存在性を獲得してくると、政府の統計活動を規制する統計法においても、それに相応する新しい法概念と手続き規定が設けられなければならない。それが匿名性の概念とその組織的技術的規定である。歴史的にみると、1960年代から1970年代までは、マイクロデータの提供が統計目的外利用の形態で行われてきたが、先

進主要国では1970年代から1980年代にかけて統計法の改正が行われる。アメリカでは、1966年の情報自由化法(Freedom of Information Act)や1974年個人情報保護法(Privacy Act of 1974)によって、本格的なデータ保護時代を迎えたが、センサス法では、「特定の事業所や個人を識別できる形態で公表すること」は禁止するという規定(第1章副章1一般規定の第9条)を、「個人を識別できない形態」によって個人データを公表することは違法ではないという法解釈によって、マイクロデータを公開し、データ保護のための審査委員会と審査規則をもって対応している(①石田7~12頁)。そして、統計調整機関である管理予算庁の1975年指針は、「一般使用のマイクロデータの提供は、相当な努力がなされて個人を特定する危険が一般に受認できるほどに低くとどめたものであること」を要件とすると、後年、「事実上の匿名性」概念として国際的に公認される匿名性の概念を導入している。また、カナダでも、1972年の統計法の改正によって、マイクロデータ公開のための法解釈が行われている(オーストラリア1983年のセンサス・統計法でも同様の改正)。

ドイツでは、1980年連邦統計法第11条第5項「申告義務者ないしは当事者にもはや関係づけることができない調査個票は、連邦統計局と州統計局によって譲渡されることができる」によってはじめて匿名性の概念が導入されたが、条文「もはや関係づけることができない」が文字通り絶対的な匿名性の規定と解釈されたことから、厳格な匿名化措置がもたらす高い経費負担と情報力の損失によって、有効なマイクロデータの提供は実現しなかった。それは、プライバシー保護法の一般規定を科学研究における個別情報の保護に機械的に適用した法改正と手続き

措置であったが、先進主要国におけるマイクロデータの公開状況にたいする認識と新しい国際的な匿名性概念の導入によって、1987年連邦統計法に、「事実上の匿名性」にかんする条文が設けられた。

イギリスでは、慣習法の国情を反映してか、私たちの調査研究では明確になっていないが、1991年人口センサスのマイクロデータを公開するために、ティム・ホルト教授(T. Holt 現国家統計局長)は、法的拘束力をもつ議会答弁において、「しかるべき統計的検定の結果、露見のリスクは大多数の人口について無視できる程度のものであり、その他の者についても極めて小さいものと考えられる。国際的経験の示すところによれば、リスクのレベルは、SARの提供に踏み切る決断を行うのにふさわしいものであり、私はこのように助言する(1992年3月11日)」と回答している(②森)。

プライバシー保護運動の高揚に対応するための匿名性概念の定立とその法制化は、直接的な法改正、補集合的な法解釈、さらには慣習法的な措置と、各国によって一様ではないけれども、匿名性の原則が確立し、その実効性を確保するために概念規定を相対化することが基本的な方向性となった社会的な背景としては、プライバシー運動の国際的な高まりにたいして、社会研究におけるマイクロ分析を維持・拡充するための国際的な対抗運動が存在してきた。その集約的な動きが1977年のイタリアのベラジオ会議であって、会議では、先進主要国5カ国の主要統計機関におけるマイクロデータの公開状況にかんするレポートと討論がなされ、国際的な経験交流のなかから事前同意の原則と匿名性の原則、さらには事実上の匿名性の概念が意識され、形成されてくる(「はじめに」註記2)の⑥工藤)。

さらに、1983年の欧州評議会勧告では、それがもっと包括的に定式化されることによって、事実上の匿名性という概念が国際的に公認を受ける(同⑦太田翻訳資料)。とくに勧告は、「匿名性の概念は、事実上の匿名性(de facto anonymity)でしかありえないことを認めなければならない。しかしこの『事実上の匿名性』は、少なくとも当面は、データ保護の要請と研究目的のためのデータ利用(access)を調和させる最善の方法であること」を明言し、それが「客観的な概念(objective notion)」であることを基礎づけるために、①「科学研究において個人データを利用する目的と必要性」の特殊性、②「科学研究の重要性=それ自身の価値+社会発展の不可欠の要素としての価値」、③「研究者の置かれている状況(個人を識別する経済力等)やデータの処分(disposal)手段」の限界性、④研究者側におけるデータの保護と機密性を確保する技術的・組織的対策の重要性、⑤調査対象者から事前・事後の同意を得る必要性(事前・事後同意の原則)、⑥マイクロデータの社会的利用を効率化するためのデータ保管機関の重要性、⑦個人データの科学的利用にかんする特別な問題を処理するための研究コミュニティ委員会の必要性を指摘している。ここには、マイクロデータにかんする法概念とそれを支える社会的な要件にかんする基本規定が与えられている。

(4) マイクロデータ公開の技術的組織的な概括

マイクロデータの匿名化にかんする方法的技術的な研究も、このような匿名性にかんする法概念の国際的な動向を反映することによって、研究の方向性を大きく転換する。それは、形式的、抽象的に絶対的な秘匿性を確保するような研究

ではなくて、政府統計の具体的な情報性格と利用主体の理論的関心と職業的な利害状況を考慮する具体的な実践的な研究の方向である。

このような新しい調査研究は、基本的には、マイクロデータが作成される個別統計ごとに政府統計の関係者、実証的な社会研究者、およびデータ保護研究者のプロジェクト研究によって進められてきている。調査研究によると、匿名化措置の一般的形式的な基準を想定することは困難であって、つぎのような政府統計の個別的な情報性格、再識別のための技術的組織的要因、および社会的状況を考慮することによって、匿名化措置を含むマイクロデータに特有なデータ保護措置が全体的にとられなければならない。

- 1) マイクロデータとして提供される政府統計の情報性格(標本抽出率、調査標識の種類と内容、標識区分の細分程度、地域表章の程度等)
- 2) 研究者の利用目的(①ほんらい個人を社会集団の規定的要因である標識の担い手として捉え、個人情報そのものには利害関心を持たない、②個人情報に関心をもつとすると、それは特定の個人にたいする特殊利害や覗き趣味的な動機からではなく、個人情報を集的に利用することによって、自己の調査標本集団=対象者リストの情報を正確化・豊富化するため)
- 4) 2)の②に対応する再識別のためのデータセット=識別ファイル(業界名鑑・特定集団の名簿、研究者自身がそなえる調査対象者にかんするリスト、データベース等)を作成・入手する費用と、その情報量と精度
- 5) 識別ファイルとマイクロデータファイルとの間に、再識別の手がかりとなる「共通標識」が存在しても、両ファイルの作成目的の相違、標識の定義や作成時点の相違、誤回答等によ

る調査誤差等によって、「事実上の対照不可能性(Uncomparability)」が発生し、それが共通標識が多くなるほど大きくなること

- 6) 研究者がデータ秘匿性の侵害(=再識別)に要する経費とデータ侵害によって被る処罰・罰金、社会的制裁等の侵害コストの大きさ
- 7) 個人の再識別だけでなく、小地域、少数民族や社会的弱者等を再識別の防止するための地域人口や人種人口にかんする区分基準の重要性
- 8) 標本統計では原調査の標本抽出率が、全数調査や行政レジスターでは、マイクロデータの選定にかんする無作為抽出が匿名化の措置として基本的に重要であること

したがって、匿名化措置は、マイクロデータの秘匿性を確保するための一つの方策であって、利用主体の関心・動機、および職業利害と経済的状况を具体的に把握し、秘匿性を確保するための組織的制度的な措置との関連性において考察されなければ、実践的な有効性と現実的な妥当性を保持することはできない。社会研究者は集団的な社会・経済事象の集団的な変動に関心があるわけであるから、たまたま既知のある個人が調査対象であったとかというような事例とか、ある特定の個人にのぞき趣味的な関心がある事例とかというようなレベルにおいて、確率的な実験を試行しても、現実から遊離した「仮想的に厳しい基準」しか派生しない。また、研究者は、そういう個人を突きとめるほどの情報量、あるいはその情報量を得るための経済的ないは時間的な余裕を持ち合わせていない。さらにはマイクロデータの分析において、たまたまある特定の個人が識別されたときには、統計機関と利用者との協約書によって、利用者は統計

機関に通知することが規定されている。協約書とそれにもとづく利用者側におけるデータ保護措置が、マイクロデータの秘匿性を保障する重要な要件になっていることは、各国の一般汎用ファイルでも、協約書を結ぶことがその譲渡の必要条件になっていることが多いことから明らかであろう。逆にいうと、協約書と利用者側のデータ保護措置がマイクロデータに施される匿名化措置を軽減し、データの情報量を損なわない歯止めになっている。したがって、母集団ユニークネスのような基準によってだけ再識別の可能性を形式的に基準化する確率論的な研究が、いかに非現実的な前提条件によっているかは、このような具体的な匿名化研究によって明白になっている。

もちろん、利用主体=研究者が、利用できる特定集団の名簿、あるいは自分が実施した社会調査の対象者リストやそれにもとづくデータソースから識別ファイルを作成して、それをマイクロデータセットと照合する可能性は存在するが、そのような再識別の危険性が高い事例においても、第1にそのような識別ファイルを完備する費用が研究者の経済力をはるかに越えること、第2にそのような事例においても、「事実上の対照不可能性」によって再識別の現実的な確率は非常に低いことが実験的な研究によって明らかにされ、「事実上の匿名化」概念の有効性が検証されている。

アメリカやイギリスの標本調査では、マイクロデータが再抽出率100%で提供されているように、原調査において標本抽出が行われていることが、同時に有効な匿名化機能を備えていることから、少なくとも研究者用のマイクロデータについては、ほどほどの匿名化措置を施すと、ほとんど問題は発生しない。それから、ドイツの

マイクロセンサスのように、標本規模が非常に大きく、調査項目が多い標本センサスでも、匿名化措置もそれほど厳しいものではない。基本ファイル(世帯・家族構造ファイル)と地域ファイルに分けることによって、まったく軽微な匿名化措置を施すだけで、大量のマイクロデータセットが提供されていることを考慮すると、匿名化措置の厳密性だけで、マイクロデータの秘匿性を考察することは基本的に誤っていると言わざるを得ない。

また、わが国の研究では、おもに個人情報の秘匿性に主眼を置いて調査研究が進められているが、欧米諸国のマイクロデータでは、特別な小地域、少数民族、あるいは社会的マイノリティが浮かび上がってこないような地域人口区分や人種人口区分が考慮されていることにも留意すべきであろう。

最後に、行政レジスターからのマイクロデータセットでは、レジスターの登録対象者が、法規や政策プログラムによって判明するだけに、無作為標本抽出法の適用が非常に重要な匿名化措置であって、抽出率はレジスターの性質によって1%から50%と大きく異なっている。

つぎに、マイクロデータの提供形態についても、基本的には匿名化措置を施すだけで、それ以上の制約条件が課されない「自由販売」の一般汎用ファイル(Public Use Files)と統計機関内部における厳しい監視のもとでマイクロデータを利用することが許される宣誓職員制度の間には、様々な中間形態が存在している。それは、(1)マイクロデータが作成される政府統計の情報性格がきわめて多様であり、(2)再識別の可能性が政府統計によって異なり、(3)データの過度の匿名化によって利用者の利用目的が阻害されないような配慮がなされているためである。

直接的な匿名化の措置によってだけマイクロデータの秘匿性を完全に保障することは、データの情報量を確保するために放棄されているから、個別的な契約方式、宣誓職員制度、利用主体の限定(研究者：ドイツの Scientific Use File)ないしは利用主体による価格差づけ(イギリス、米国)等の措置がとられている。また、同一調査のマイクロデータでも、内部用ファイル、研究用ファイル、汎用ファイルの三形態(米の CPS, SIPP)に分けたり、家族・世帯構成にかんする詳細な情報を提供する基本ファイルと地域区分を細分する地域ファイルに区分して提供されている。したがって、マイクロデータを秘匿するための一般的な基準を形式的に設定することは難しく、利用主体と個別の統計、社会的状況と経験によって提供方法は異なる。匿名化措置は、マイクロデータの秘匿措置の一つの方法にすぎず、利用者との契約・同意書や利用者側におけるデータ保護措置が重要な補完措置といえよう。そして、提供方法そのものが重要な秘匿措置であって、マイクロデータの匿名化措置を軽減する機能をそなえていることに留意すべきである。

また、匿名化措置の基準を設定するために、上述の1)～8)のような社会的技術的な条件が考慮されていることは繰り返すまでもない。

このように考えてみると、マイクロデータの公開については、データ保護のための匿名性の技術的方法的な措置だけでなく、マイクロデータの政府統計における大きな位置(統計目的との関連性)と公共的な意義、データ保護の組織的制度的な措置、およびマイクロデータの存在と利用をめぐる社会的環境(Data Culture-. D. Liversly)を考慮することが重要であろう。

(5) 終わりに

欧米諸国においてマイクロデータの公開が進展してきた背景には、社会研究における広範なマイクロ分析の存在がある。マイクロ分析の歴史は浅くなく、遅くとも1940年代に遡ることができる。1960年代までには、マイクロ分析が社会学や社会政策論(労働経済学)において定着し、当時は、社会研究者の要請にたいして、いわゆる統計の目的外利用によって、簡単な手続きをもって、比較的容易に政府統計のマイクロデータが提供されていたといわれている。1950年代から1960年代にかけて、マイクロデータを社会的に共有するためのデータアーカイブ(コンソーシアム)がアメリカやイギリスにおいて創設され、第2次分析が1970年代にまでに急速に普及したことが、そのことを物語っている。

他方、1960年代後半から1970年代には、プライバシー問題が国際的に顕在化し、1970年代には、欧米諸国において、相次いでデータ保護法が制定され、マイクロ分析とそのためのマイクロデータの公開は、「危機的な局面」を迎える。しかし、プライバシー保護運動と社会研究者の相克のなかから、科学研究と統計作成における個人データの社会的な公共性・重要性和データ利用の特殊性が意識化され、それは、事前同意の原則と匿名性の原則を確立する1983年の欧州評議会勧告に結実する。勧告が、今日のマイクロデータ公開に基本指針を与えていることは上述のとおりである。

今日、マイクロ分析はさらに拡大し、一方では、社会分析の追試可能性が主張され、他方では、アメリカの所得・社会保障参加プログラム調査のように最初からパネル分析を予定した統計調

査(SIPP)が開始されたり、人口センサスと行政レジスターを接合する縦断面調査(Longitudinal Study)が北欧諸国からイギリスやフランスに進展している。このような欧米諸国におけるマイクロデータの公開状況とマイクロ分析の展開をみると、わが国における後進状況というよりも、国際的な動向からは異質な、あるいは孤立的な閉塞状況に目を覆うことはできないであろう。また、それを招いている社会的要因を政府の統計事情にだけ求めることはできず、社会研究の理論的方向性と社会的な公共性にかんする深刻な問題点が提起されていること、したがってマイクロデータの公開問題の重要性が改めて認識されなければならないであろう。結びに、私の総括報告にかんするわが国の識者との討論を掲げておこう。

「○松田芳郎(東京国際大学) それでは、今の総括的な報告に対してコメントないしは質問、ございますでしょうか。

○竹内啓(明治学院大学) 最後のところで、日本は考え方が違ってしまったのではないかというふうにおっしゃいましたけれども、多分それはそのとおりだと思うんですが、その点をもうちょっと詳しく、どういうふうになら違ったかということをお伺いしたい。特に私が非常に気にしていることは、統計の方は統計の方でいいんですが、日本では統計以外のデータを統計のデータと一緒にして情報を開示するということは、何か両方が絶対にしないことのようになってますけどね、その点もかなり外国と違うような気がするんですね。その辺はどうなんですかね。どこら辺からそういう違いが起こっちゃったのかなという気がいつもするんです。

○濱砂 今、それを言われると困るんですが、

最後に到達した感想であります。ただ、例えば僕はイギリスとかドイツが中心で、昨年、アメリカも行ったんですが、向こうの大学では、経済学部と並んで社会学部というのが、どこの大学に行っても一つの少なくともディパートメント、大きい場合にはファカルティであるわけですね。そこで何をやっているかという、僕らが日本で社会学で習ったようなマックス・ウェーバーの何とか理論とか、そういうものではなくて、非常に実証の分析にどんどん下りていっているわけですね。

社会学の場合は、どうしても人とか地域とか家族とか、そういうものを具体的な研究の場に踏まざるを得ませんので、そういうマクロデータとか、大きくりにされた同じ世帯関係のあれでも、分類されてあったとしても、それではとにかく必ずしも研究にそぐわないわけですね。ですから、一つは自分でそういうデータをつくる。日本では、社会学でも、調査と云ったら、典型調査ないしは標本調査ということだったんですが、それ以外のいろんな調査形態を考え出していったわけですね。パネル調査というのも一つのそうだし、ロンジチュージナル・サーベイというのもそうでしょうし、それ以外にもいろいろあるというんですね。非常に小集団グループについての心理学的な実験的調査とか、いろんな工夫をやってきたわけですね。そういうものが基底にあるのではないかと。

日本はどうもそっちの方面というのは、どういうわけか、それは私、戦後の生まれですから知りませんから、竹内先生の方が詳しいでしょうから、どうしてそういう方向にいかなかったのかという問題ですよ。そういう研究というのがそれほど必要だったのかどうか、日本は高度成長で幸せにきましたから、そういう細かなこ

とはどうでもいいということであったのかどうかよくわかりませんが、その程度です。

○竹内 それもそうかもしれませんが、学界の方もそうですが、やっぱり私は、日本の官庁が、それぞれデータは自分のものの財産だという意識が非常に強くて、だから、よそには使わせない。要するにほかの役所にも使わせないし、いわんや一般国民などというものには使わせないという発想が随分強くあるような気がするんですね。統計の方はむしろかなりその点では、最近、最近とは言わなくていいけど、よくなっているかと思うんですが、むしろ統計以外の官庁部局では、それが非常に、官庁の持っている情報が国民共有の財産だという意識が、率直に言えば欠けているという気がするんですが、その点で、せっかくなら調べておいでになったら、それは大いに欠けていて、今や時代おくれであるぞということも少し宣伝していただいた方がいいという気がするんですね。そうでないと、そのうち、多分外圧がかかってきて、アメリカあたりから、日本の役所の持っている、日本の税務署の持っている個別データを開示しろなどという外圧がかかってくる可能性があり得ると思うんですよ。それがかかってきてから、それまで黙っているのでは、日本の学界もちょっとみっともないですから、少し事前に発言しておいた方がいいのではないかと、というのが私のちょっと余計な意味も含めての感想ですが、いかがですか。

○濱砂 一つは、分散型だからというのは理由にならないと思うんですね。アメリカの場合は分散型なんで、センサス局以外のところも、労働統計局だけでなく、社会保険庁とか、先ほど言いましたように、国立健康統計センターとか、一般の行政官庁も提供しているわけですね、

どんどん。ですから、それは単に分散型だからということではないんじゃないかと思います。

○竹内 統計が分散型ではなくて、役所がそれぞれのところをそれぞれにやって、統計官庁はちゃんと出しているわけですね。社会保険庁は統計部局ではない。日本は統計部局でないところは出さないわけですよ。というのが非常に特徴的だと私は思っているんです。

○濱砂 言っていかななくてはいけないことだと思いますが、まず竹内先生あたりから、非常に影響力の大きい先生から、しかも長年統計行政に携わってきた方がそう言っていただければ非

常にありがたいんじゃないでしょうか。」(1999年5月15日：平成8～10年度文部省科学研究費：特定領域研究(A)『統計情報活用のニューフロンティアの拡大—マイクロデータによる社会構造解析—』(領域代表者 松田芳郎教授(一橋大学経済研究所・現東京国際大学教授))の総括集会における研究項目「A02 ミクロデータ利用の社会制度上の問題」にかんする報告後の質疑より)(1999年7月5日脱稿)

*本稿は、上記総括集会および7月2日の総務庁統計局における総合報告会のレポートに加筆補正した。

〔九州大学経済学部教授〕